

各位

会社名 ミサワホーム中国株式会社  
代表者名 代表取締役社長 土井 邦良  
(JASDAQ・コード 1728)  
問合せ先 取締役執行役員 後藤 重幸  
(TEL. 086-245-3204)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月29日開催の取締役会において、平成19年6月28日開催を予定している定時株主総会に、下記のとおり「定款の一部変更」について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社の事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につき、目的事項の追加をするものであります。
- (2) 会社法第939条の規定により、公告閲覧の利便性の向上と公告費用の節減を図るため、現行定款第4条（公告方法）につき、公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) 会社法第370条の規定により、取締役会の機動的な運営を図るため、現行定款第26条（取締役会の決議方法）に第2項を新設し、取締役会で決議すべき事項について、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の決議があったものとみなす旨を定めるものであります。
- (4) 会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役の招聘に有効活用するため、社外取締役及び社外監査役との責任限定契約を締結できるよう、第30条（社外取締役との責任限定契約）、第41条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。  
なお、第30条の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) その他、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 定款変更の日程（予定）

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成19年6月28日（木曜日）
- (2) 定款変更の効力発生日 平成19年6月28日（木曜日）

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>建築工事請負及び設計監理</u></p> <p>(2) 分譲住宅の販売並びに不動産の売買、仲介、賃貸及び管理</p> <p>(3) 土地の開発造成並びにその請負業 (新設)</p> <p>(4) 建具、家具、什器、ユニットバス、キッチン、トイレ等の住宅設備機器の販売</p> <p>(5) インテリア用品、家具調度品、室内装飾品の販売及びその付帯工事</p> <p>(6) 各種医療器具の販売</p> <p>(7) 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</p> <p>(8) 生命保険の募集業</p> <p>(9) 金融業</p> <p>(10) 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>第4条 (公告方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第26条 (取締役会の決議方法) 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>建築工事、土木工事、外構工事、造園工事、電気工事、水道工事、管工事の設計、施工、監理並びに請負</u></p> <p>(2) 分譲住宅の販売並びに不動産の売買、<u>交換</u>、仲介、賃貸、<u>管理並びに鑑定</u></p> <p>(3) 土地の開発造成並びにその請負</p> <p>(4) <u>土地利用並びに住宅に関するコンサルタント業務</u></p> <p>(5) 建具、家具、什器、ユニットバス、キッチン、トイレ等の住宅設備機器の<u>設計、施工、販売</u></p> <p>(6) インテリア用品、家具調度品、室内装飾品、<u>家電製品の販売及びその付帯工事</u></p> <p>(7) (現行通り)</p> <p>(8) (現行通り)</p> <p>(9) (現行通り)</p> <p>(10) (現行通り)</p> <p>(11) (現行通り)</p> <p>第4条 (公告方法) 当社の公告<u>方法</u>は、<u>電子公告による。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第26条 (取締役会の決議方法) (現行通り)</p> <p><u>2. 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</u></p> <p>第30条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、<u>会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第41条 (社外監査役との責任限定契約) 当社は、<u>会社法第427条第1項の定めにより、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p>